

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○道路の供用開始 (道路課)	1
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の解散の認可 ( " )	1
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	1
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

## 告 示

### 高知県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 有岡川登
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字北平尾3113番から 四万十市手洗川字東ランヂ山4321番1まで	127	平成23年12月27日
四万十市手洗川字大井デノ上3294番地先から 四万十市手洗川字トイロ3304番1まで	151	平成23年12月27日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町野根土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	百々 範昌	安芸郡東洋町野根丙2254
〃	前川 泰男	〃 〃 〃 丙1301-1
〃	太田 米藏	〃 〃 〃 丙2460-1
〃	太田 茂穂	〃 〃 〃 丙1193
〃	高谷 八郎	〃 〃 〃 丙 895
〃	奈良崎公一	〃 〃 〃 丙1763
〃	面脇 政男	〃 〃 〃 甲 721
〃	堀川 靖夫	〃 〃 〃 丙1226-8
〃	松崎 能也	〃 〃 〃 生見 143-2
〃	山川 慶貢	〃 〃 〃 野根丙1623-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、東洋町野根土地改良区の解散を平成23年12月13日に認可した。

平成23年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、東洋町野根土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成23年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
百々 範昌	安芸郡東洋町野根丙2254
前川 泰男	〃 〃 〃 丙1301-1
太田 米藏	〃 〃 〃 丙2460-1
太田 茂穂	〃 〃 〃 丙1193
高谷 八郎	〃 〃 〃 丙 895
奈良崎公一	〃 〃 〃 丙1763
面脇 政男	〃 〃 〃 甲 721
堀川 靖夫	〃 〃 〃 丙1226-8
松崎 能也	〃 〃 〃 生見 143-2
山川 慶貢	〃 〃 〃 野根丙1623-1

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
  - 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
  - 本県の平成21年の海面漁業・養殖生産量は、102,133トンで、全国の1.9パーセントを占めている（第56次高知農林水産統計年報）。
  - 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ32パーセント、18パーセント、30パーセント及び20パーセントとなっている（第56次高知農林水産統計年報）。
  - しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
  - このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
  - 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
  - このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
  - 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
  - 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積

が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成23年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (まあじ) 若干  
 (まいわし) 若干  
 (するめいか) 若干

(2) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (さんま) 若干  
 (まさば及びごまさば) 9,000トン

(3) 平成24年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (まあじ) 若干  
 (まいわし) 若干  
 (するめいか) 若干

(4) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (さんま) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。  
 (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項  
 海域別及び期間別の数量は、定めない。  
 また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。  
 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)  
 中型まき網漁業 3,500トン  
 さば釣り漁業 2,500トン  
 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。  
 (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
 (さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
 (まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
 (まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
 (まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりと

する。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。  
 (するめいか) 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成23年12月27日  
 高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                    |
|---------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| 平成23年10月28日<br>23高都計第408号 | 南国市十市字礼場<br>1981番2 | 南国市篠原997番地1<br>メゾンナチュレ201号<br>土居 友典 |